



# 産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

市民生活課国保・年金係 ☎75-4973

国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方  
産前産後期間の国民年金保険料が免除されます! ※届出しないと免除になりません

## ■ 免除期間

- ・ 出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。
- ・ 多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※ 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)



## ■ 届出時期

- ・ 出産予定日の6か月前から届出可能です。
- ・ 平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。



## ■ 手続きに必要なもの

- ① 基礎年金番号が確認できる書類(年金手帳など) または個人番号(マイナンバー)が確認できる書類(マイナンバーカードなど)。
- ② 母子健康手帳など。出産後は市役所で確認できるため不要。ただし、別世帯の子の場合のみ、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要。
- ③ 本人確認書類(運転免許証など)。



## 【よくあるご質問Q&A】

**Q1** 出産後の届出はできますか?

**A1** 出産後でも届出ができます。

**Q2** 平成31年3月に出産しました。何月分の保険料から免除が適用されますか?

**A2** 制度の施行が平成31年4月からですので、3月に出産した場合は、4月分と5月分の保険料が免除の適用となります。

**Q3** 産前産後期間も将来の年金受取額を増やすために付加保険料を納付したいのですが…。

**A3** 産前産後期間は、他の免除制度とは異なり付加保険料を納付できます。

**Q4** 産前産後期間の免除は、年金額を計算するときにどのような期間として扱われますか?

**A4** 産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

**Q5** 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は戻ってきますか?

**A5** 保険料を前納されている場合、支払った保険料は全額還付(返金)されます。